

第 163 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 31 日 (金) 午後 2 時 00 分 ~ 3 時 45 分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長 : 金子 忠一
副会長 : 横田 樹広
委 員 : 浅海 義治 佐藤 留美 柴田 さちこ
酒井 妙子 小松 あゆみ 白石 けい子
きみがき 圭子 市川 信雄 早川 義隆
小野寺 政男 上月 とし子 閨間 一恵
植松 正一 西貝 嘉隆 新堀 桂三
谷口 光男 木内 幹雄 中村 壽宏
理事者 : 都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局 : 環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名 (傍聴人定員 10 名)
- 6 次 第 1 委員紹介・委嘱および事務局紹介
2 会長・副会長の互選
3 会長あいさつ
4 副会長あいさつ
5 緑化委員会について
6 検討事項
みどりの実態調査について
7 報告事項
(1) みどりを愛し守りはぐくむ条例の一部改正について
(2) 花壇や憩いの森・緑地の自主管理の拡大について
(3) 保護樹木の新規指定について
(4) 保護樹木の指定解除について
8 その他
- 7 会議内容

みどり推進課長 私は当委員会の事務局のみどり推進課長の脇と申します。本日は緑化委員会として、第21期の1回目となります。皆さまの机の上に委員の委嘱状がありますので、ご確認ください。

今期、新たにご就任された方が11名、また前回から引き続き再任の方が9名です。ここで、環境部長から新任の方を紹介します。

環境部長

環境部長の市村です。どうぞよろしくお願ひします。

本来であれば、お一人お一人委嘱状をお渡しするところですが、机上配付で代えさせていただきました。私からお名前の紹介をしますので、その場でご起立ください。

(新任委員の紹介・挨拶)

環境部長

どうぞよろしくお願ひいたします。

理事者側も紹介します。

(新任理事者の紹介・挨拶)

環境部長

それでは、最初に私から挨拶をします。

環境というと、地球温暖化による気候変動、気候変動による激甚災害、今まさに最大の課題の新型コロナウイルスも、もしかすると、この気候変動等、地球の温暖化が影響しているのではとされています。環境問題は大きな転換期を迎えており、そうした中で、今日のテーマであるみどりの大切さを、日々、実感しています。

そうは言ってもみどりは簡単に守れませんし、新たに作れません。区だけで頑張っても、みどりを守ったり作ったりすることは非常に難しいと日々実感しています。

本日お集まりの皆さまは、各界の代表の方、あるいはみどりに大変関心のある区民の方、学識経験者の方です。区としては大変頼りにしています。区だけでできない部分を、皆様のご協力をいただきながら、練馬ならではのみどり施策を進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

みどり推進課長 ここで事務局から、本日の出席状況を報告します。本

日は全員が出席していますので、会として成立しています。

みどりを愛し守りはぐくむ条例の施行規則で、当委員会の会長・副会長については委員の互選で定めることになっていますので、最初に、会長・副会長の互選をしていきたいと思います。各委員の方からのご意見はありませか。

(「事務局一任」の声あり)

みどり推進課長 ただいま事務局一任の声がありました。ほかの委員の方で、特にご意見があればお願いします。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 ただいま異議なしということで、ご承認いただきました。

それでは、事務局より提案します。会長を金子忠一委員、副会長を横田樹広委員にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。ただいま、事務局提案についてご承認いただきました。それでは、初めに金子会長から、就任に当たり一言お願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。私は東京農業大学の造園科学科におりまして、公園造りやみどりのまちづくりを専門として研究・教育をしています。練馬区では緑化委員会委員を何期か務めています。先ほど部長からも話があったように、今、みどりの大切さをいろいろなところで実感していると思います。特に今年は新型コロナウイルスがなかなか収まらないのですが、私の生活の中でも春先から、外へ散歩に出掛けたりすることが多くなってきています。そうした中、改めて、公園という場所は我々の健康のためにも、とても大切で、みどりの大切さを実感しているところです。我々の周りにみどりが増えていくこと

は、皆さん共通の目標だと思えます。

練馬区では昨年にもどりの基本計画を改定し、それに基づいてまちづくりを進めているところですが、どう実際に進めていくか、進捗管理がとても大事と思えます。実際にどうか評価し、見直し、それを実現していく。その実現にあたっては、行政だけではもちろん駄目ですし、みどりを所有して残している所有者だけでも駄目かと思えます。地域の皆さんと一緒にみどりを守っていく、増やしていくことが大切だと思えますので、その方向にこの委員会でも議論できればと思っています。ぜひ皆さんの忌憚のない意見をいただきながら、みどりの多い練馬にしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

みどり推進課長 続きます、横田副会長から一言挨拶をお願いします。

副会長

東京都市大学の横田と申します。今期も副会長を拝命しました。よろしくお願ひします。

私はみどりの機能に関する研究をしていますが、やはりみどりというのは物ではなく生き物ですし、どのように維持しているかというのは、みどりの機能に関わっています。

そう考えますと、やはり人の視点というのが極めて重要で、身近でみどりの恵みを感じていらっしゃる皆さんのニーズや期待を踏まえた、みどりの活かし方、残し方がやはり一番重要だと考えています。

今後の基本計画の遂行に当たっても、そういう視点で皆さまから身近なみどりに関する声をいろいろと聞かせいただいて、ニーズや期待に応えるよう実行していければと思えます。

みどり推進課長 それでは、ここから会の進行を会長に引継ぎいたします。会長、よろしくお願ひします。

会 長

本日は検討事項1件、報告事項4件を予定しています。次第に沿って、議事を進めていきたいと思えます。緑化委員会について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 最初に、今回新任の委員の方がいらっしゃいますので、緑化委員会について、簡単に概要を説明します。

(資料により、緑化委員会の説明)

会 長 改めて緑化委員会について説明してもらいました。それでは、検討事項のみどりの実態調査について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 みどりの実態調査については、昨年度から継続して意見を伺ってきたところです。みどりの実態調査は条例に基づいて、5年ごとに行っている調査です。

調査の目的は、練馬区のみどりの現況と推移を把握して、区のみどりの政策の策定や見直しの参考にします。

みどりの総合計画に基づいて、区はいろいろな取組を行っています。計画の改訂の時期や5年ごとの中間見直しのときに、実態調査の結果を踏まえて、検討し見直しを行います。区としても緑化委員会に諮問し、それに対するの答申をいただきます。PDCAのサイクルの一つのツールとなっています。

令和元年度にみどりの総合計画を策定しました。おおむね3年後に実態調査を行い、その調査結果を緑化委員会に報告し、5年ごとの見直しに反映していきます。

調査の体系と主な調査項目は、大きく2つに分けて実施をしていきたいと考えています。1つ目は、実測の定量的な調査として、空撮により練馬区のみどりの比率を解析します。それから、テーマを持って、樹林地や農地の土地利用の状況の推移も捉える調査をしていきます。

緑被率の調査は、航空写真を基に、専門の業者が5年ごとに区内のみどりの状況を定量的に分析し、その後の政策に反映していく調査です。併せて、生垣の延長の調査や緑視率の調査という新しい取組をしています。

この調査を通じて、全体として農地の減少傾向は以前どおりなのか、公有地のみどりは増えているのか減っているのか、民有地のみどりは増えているのか減っているのかなどを分析して、政策につなげていきます。

前回の緑化委員会で次のような質問と意見をいただいています。1つ目は、緑視率の調査をする代表的な景観

はどういうところか。2つ目は、緑視率と区民意識との関係について、どのようなアンケート調査を行うのか。3つ目が、緑視率の分析について量は分かるが、質はどのように捉えるのか。本日は、改めて具体的に説明します。

まず緑視率の調査は、平成28年度は試行という位置づけで行いましたので、34地点にとどまっています。次回は、前回調査地点を含め、代表的な景観として調査地点を新たに100箇所程度増やしたいと考えています。予算の関係もありますので、具体的な箇所数は予算の許す限りなるべく多くの地点にしたいと考えています。

具体的な調査地点は石神井公園や光が丘公園といった大規模公園の入り口周辺の景観を定点的に捉えたり、これから整備する幹線道路、都市計画道路の主要交差点の景観の移行や、東京都が「としまえん」の整備も着手する話も出ていますので、そうしたときに、河川の周りのみどりの景観がどう移行するかを調査していきます。

それから、民有地のみどりについては、例えば屋敷林、平地林などを設定して、そこを継続的に調査していきます。

また、駅の周辺や土地利用の形態ごとに主要なポイントを定めて調査をしていきます。

道路の整備をするときに、当然、街路樹をいろいろ植えますが、樹種によって緑視率の高くなるのか、街路樹の根本のところに低木を植えたときと植えないときで、具体的に効果が違うのか、などの視点で把握をしていきたいと考えています。

みどりの総合計画では、みどりに満足している区民を30年後に80%に増やすとしています。これを踏まえて、継続的に満足度という観点の調査もしていかなければと考えています。これまでのみどりの実態調査ではこれを定期的に追いかけていませんでした。これからは5年ごとに調査をするため、今回アンケートを予定しています。

計画を作ったときの調査の対象と対比させるために、同様の抽出方法で対象を選定して調査を行います。アンケートの規模は約3,000人程度を、配付回収の方法は郵送による方法で考えています。

具体的な設問は、施策の効果を測り経過を追う意味で、

前回の設問と同様の設問にし、その経過を測っていきます。満足に対する実感、区全体のみどりをどのように感じるか、身近なみどりをどのように感じるか、という設問で、前回の選択肢と同じ形で経過を追うことを考えています。

どうやって分析するのか。年代、居住年数、居住地域によってどういう違いがあるのか。それから、みどりの量、いわゆる緑被率、航空調査でのみどりの増減と、それと区民の方の実感と相関性があるのか。実際にみどりに関わる活動に参加している方とそうでない方で、感じ方が違うのではないか。以上の問題意識を持ち、分析して、次の取組に反映できるように、今回実施していきます。

緑視率と区民の方の実感との関係について、国土交通省では、およそ25%を超えるとみどりが多いと感じる方が多くなるとしています。一方、名古屋市や京都市では独自に同様の調査をしていますが、名古屋市では14%を超えるとみどりが多いと感じる人が増えています。京都市では、遠景にみどりがいない場所では25%を超えると満足を感じ始め、遠景にみどりがあるところでは15%で満足を感じ始めるという調査結果が出ています。

どうしても国の調査は日本全国の平均値になってしまうので、練馬区の環境で皆さんがどのように感じるかを把握していきたいと考えています。

アンケート調査を回答する方に、同じ土地利用の状況で、緑視率の異なる写真を見てもらい、みどりの多い少ないをどのように感じるのか調査し、統計的に分析していきます。

緑視率、目に入るみどりの量は同じですが、身近な生垣だけのみどりで構成されている場合、遠くに屋敷林や畑のみどりがある場合で、区民の方の意識にどういう影響があるかという観点でアンケートを行います。

前回、意見をいただいた点について、補足の説明をしました。

会 長

みどりの実態調査の位置づけと、具体的に実施する調査の項目、内容について、説明がありました。質問、意見等はありませんか。

A 委員

今後の計画について伺います。練馬区のみどりは農地も緑被率に入っていますが、生産緑地法の法改正や、世代交代による農地の手放しなどで、今後、非常に大きな影響が練馬区にあると思います。

その点について、農業委員会との連携や農業を営んでいる方々の考え方も取り入れて、みどりに対しての保全にいかに関与してもらえるかの調査は必要かと思いますが、いかがですか。

みどり推進課長 今、委員から指摘があった点ですが、いろいろな形で生産緑地の買取り申し出もある中で、その農家の後継ぎ問題など、ある程度把握する必要があり、都市農業課など関係者と考え始めているところです。

ただ、このみどりの実態調査の中で、そこまで調査をするのは、なかなか難しいので、必要があれば都市農業課とも連携しながら、やっていきたいと思っています。

A 委員

分かりました。農地だけがみどりではないですし、併せて民有地のみどりをいかに残すかも重要だと思います。

光が丘では、ちょうど大きな木を剪定してみどりのない状態です。木にとっての剪定は今後のためには必要だと思いますが、みどりが無い感じで、目視から始まる感じ方を調査してしまうと、それぞれの差異が起きると思います。基本的に目から見たみどりでいくのか、木1本の在り方でみどりを見ていくのかでは、アンケートの取り方も変わってしまうと思いますが、そこはいかがですか。

みどり推進課長 まず、緑視率の定義は、一定の視覚の範囲を写真に撮った中で、みどりの部分がどれぐらいを占めるかを数値で表すことです。今、委員から話があったように、良好な形に樹木を維持していくためには、当然剪定が必要です。最初、木が小さいうちはよかったけれど、大きくなっていくうちに密集したら、適切な間引きが必要になります。練馬ではそこまで多くないかもしれませんが、武蔵野の雑木林の場合も、定期的に手入れをして剪定をすることで、地面まで日が射し、良好な樹林が維持されています。調査は継続的にやっていきますが、点を定めて、継続し

て5年ごとに同じ点を調査する考え方が基本の一つになります。

新しく道路ができるときも、街路樹自体は植えた当時は当然小さいので、緑視率は低いところからスタートします。ただ、5年後10年後に、この樹種でやったときは非常に効果があったとか、この樹種でやったときはこういう問題があったなど、定期的に追いかける中で把握していけると思います。

これについては、今、区の中で土木部など関係するところとも、どういう街路樹が効果あるかなど検討しながら取り組んでいますので、その検証的な意味も含めて把握したいと考えています。

B 委員

京都市は盆地で、たぶん山があり、それでみどりが15%でも遠景のみどりがあると認識できると思いますが、練馬は山がないわけで、遠景に対しての認識というか、もう少し丁寧に解釈をしたほうがいいのと思いますが、その辺の考えを聞かせてください。

みどり推進課長

委員から指摘あったとおり、京都の場合は遠景に山があります。それが視界に入るところなのか、入らないところなのかという観点だと思います。

練馬で山があるかということ、そういうわけではありません。具体的に、住宅街できれいに整備された生垣が続いているようなみどりが主体で、みどりが30%ぐらいある地区と、近くのみどりはあまりないが、開けていて畑のみどりや旧家の屋敷林があって、それでトータルでみどりが30%ぐらいのところなど、みどりの質をいくつかカテゴライズした上で、比較的全体として低くても、これがあると満足度が高い傾向があるなど、練馬区としての捉え方をしていきたいと考えています。

B 委員

分かりました。練馬区でも西と東ではだいぶみどりの量も違ってくると思いますので、その辺も丁寧に取り組んでほしいと思います。

会 長

ほかにいかがですか。

C 委員 緑視率には農地は入るのでしょうか。

みどり推進課長 まず緑視率の定義を説明します。緑視率とは人の視野に近い高さ1.5メートルのところから、決められた規定の写真を撮った上で、その写真の中で、土地が畑であるかではなくて、実際に人の目にみどりに映るものの割合が緑視率になります。

C 委員 意味がないような気がします、どうなのでしょう。

みどり推進課長 緑視率は、普通に生活したときに目に入るみどりの量がどれぐらいかという考え方です。

もう一つ、従前から調査をしている緑被率というのは、練馬区の土地を上から見たときに、みどりの状態の土地の割合を調査するものです。航空写真を撮って上から見たときの状態を調査しないと緑被率は出せないで、その調査をやっています。

C 委員 分かりました。

D 委員 先ほど、としまえんを東京都が取得するという事で、防災公園になると説明がありました。

私は素人ですが、防災公園になると、それほど大きな建物が建てられるとは考えられない。そうすると、石神井川が流れていて、あの水辺の景観とか、あるいは緑視率とか、そういう面からいけば、いわゆる東京都が取得しても地理的には練馬に位置するわけですから、光が丘公園とか石神井公園等を含めて、これを3つと云うのか4つと云うのか分かりませんが、練馬の中心核に近いし、相当大きなインパクトを持つと思います。これについては、緑化委員会はどうのような関わりが持てるのですか。

みどり推進課長 東京都の事業なので、練馬区として、としまえんの地域を含めたまちづくりの中で、こういう公園にしてほしいということをしっかり要望をして、それを反映してもらおうように取り組んでいきます。

この委員会で直接にということはないですが、整備に

当たって、一定程度方針が出たときに、緑化委員会に報告し、それについての意見を伺い、それを担当に伝えるという関わり方になると思います。

D 委員

分かりました。ただ、練馬区の中では、実は町会連合会にも企画部の部長がお見えになりまして、恐らく協力してほしいという要望だと思いますが、時間がなくて審議できなかったのです。

町会連合会という組織は世論の形成に相当の力を持つのではないかと思います。それに対して、区のどこのセクションかは分かりませんが、東京都に要望することは非常に重要だと思います。

それと同じように、この緑化委員会の組織は、重要な位置づけがあると思いますので、ぜひ努力してほしいと考えています。

みどり推進課長 こちらから意見をいただける機会が設けられるように頑張りたいと思います。

B 委員

練馬区はみどり 30 を廃止して、30% は難しいので、今度緑視率に替えていくということですが、緑視率と緑被率との関係性、相関性をどのように実態調査に生かしていくのでしょうか。

みどり推進課長 緑被率と緑視率は、それぞれ相関しているわけではありません。まず、緑被率というのは、区の土地利用の状況、みどりの状況、例えば公園の面積がどれくらいかという完全に定量的な把握をするもので、5年間でみどりが増えたのか減ったのかを、区として把握する上で必要な調査ですので、今後も続けていきます。

一方で、緑視率の調査を新しく始めて、前回は試行で、今回本格的に箇所数を増やしていくのは、満足度の相関性がある指標なので、何が効果があるのか、より満足を感じるかを把握して、区として、それを次の施策の中で反映していくためです。この調査をして、区民の意識の把握とみどりの緑視の関係性を把握する意味で、調査のボリュームを充実していきたいと考えています。

B 委員

結局、どちらを重視していくか、結局は地球温暖化などに関わる問題でもあると思いますが、その緑視率が満足度につながっていくわけで、80%を目指すことと、緑被率、実際にみどりがどのくらい減っているか、増えているかという実際の数字と、どちらを重要視するか、どのように今後見ていくのかを知りたいのですが。

みどり推進課長 二択という問題ではないと思っています。基本的に東京都全体としても、区としても、東京都と一緒にみどりの確保のための方針を作ったり、公園の整備計画を作ったり、まちづくりの中でみどりの絶対的なボリュームを減らさないようにする取組をしています。

この5年間のみどりの量の状況を把握しなければ、適切な施策が作成できないので、その把握は必要です。

緑視率というのは、あくまでの上から航空写真で見たみどりの量よりも、実際に人々が生活するとき目に入るみどりの量が満足度に関わります。そちらのほうも区民の方がより満足できるように、増やす取組をしていかなければならないので、ここで調査をしていきます。その2つ考え方が相反するものではなくて、それぞれ必要な機能があるものだとご理解ください。

B 委員

相反するものとは考えていませんが、どのように両方を政策に生かしていくのかがはっきりしないと思います。

緑視率、満足度というのも、例えば立体的なみどりと、縦のみどりと平面のみどりとで、同じみどりの量でも違ってきたりします。5段階評価というのは、具体的にどういう5段階なのか聞かせてください。

みどり推進課長 5年前の調査との比較をする上で、基本的には同じ設問、同じ回答選択肢での調査を考えています。

満足度については、同様に4つの分類の中で答えてもらいます。

E 委員

こういう調査をやることは、モニタリングをするという意味で非常に大切だと思いますが、調査だけで終わらず、それを練馬区のこれからのみどり施策にどう生かしていくか、そこを関連づけながら調査を進めることは非

常に大切だと思います。

代表的な景観からの緑視率を見るとありますが、一般の住宅地の中の沿道の景観などは入っていないのかを教えてください。

それと、緑化手法と緑視率の検証といったときに、例えばみどりの協定のような制度を練馬区は力を入れてやっていると思いますが、その効果が住宅地のみどりを増やすことにどのような効果があったかなど、この調査の中に入っているかを教えてください。

みどり推進課長 いわゆる一般的な住宅地の中の街路樹も、ピックアップをしていく予定です。

また、先ほど街路樹を例に挙げましたが、あくまでも一例でして、町会とみどりの協定を結び、積極的にいろいろ植樹をしている地区と、そういう活動がない普通の地区を具体的に比較して、調査で効果があることを示せればと考えています。そういう取組に誘導する際にも利用し、取組を盛り上げる施策を策定したり、皆さんの行動変容を促す際にも利用したいと思います。

E 委員 分かりました。

F 委員 実態調査報告については、非常に練馬区は細やかにされていて、ほかの区と比べてもなかなかこういう調査はできないと思っていたところですので、継続していることはすばらしいと思います。

まず、この実態調査の概要版ですが、アンケート調査でみどりの満足度調査やみどりの量の実感などの調査もしていますが、概要版にはその結果は載せていないのはなぜでしょうか。

あと、練馬区でも要は緑視率にしても緑被率にしても、どんどんみどりが減っていく中で、区民がそれぞれでみどりを増やしていくことを促していく必要があると思います。そうした施策の中で、補助金、助成金や葉っぱい基金のような基金の認知度、知っているとか、使っている、使っていないではないですが、何かそういう調査も入ると、より区民自身の行動につながる形になると思いますので、今後、検討してください。

つぎに、みどりの葉っぱい基金のパンフレットに、ふるさと納税のことが書いてありますが、ふるさと納税であるということが非常に分かりづらいと思っていました。たくさんの方々は、ふるさと納税なら払おうと思われると思いますので、例えば表紙などの分かりやすいところに入れてもよいと思います。

みどり推進課長 まず、満足度の調査結果が概要版に載っていないのは、概要版を作ったタイミングと、満足度を大きな目標として取り上げていこうという方針転換があったタイミングがずれているからです。「みどり30」という取組の中での概要版ですので、緑被率を中心とした概要版になっています。ご理解ください。

それから、2つ目の意見については、確かにそうだといいところもあります。調査項目との兼ね合いもありますが、そういう観点も必要だと思いますので、できるところがあれば参考にします。

それから、3点目の基金については、最後に基金の紹介をしようと思いますので、そのときに、お答えします。

副会長

満足度の調査に関して、満足度自体を把握するのは経年的な変化を見る目的で重要と思いますが、その満足度の背景にある理由をどのように聞くかが重要だと思います。この新型コロナウイルスの中での満足度、もし因果があるとしたら、そうした背景に関しても、新しいニーズとか新しい満足度の要因で把握してはどうかと思いました。不満足に関しても同様に思います。

緑視率に関してですが、同じ場所で周りの環境が違っているときに、みどりの効果がどう違うかということで、目的が少し違うように思いますので、この分析の視点は、それぞれどのように使うのかとセットに、もう少し具体的に考えられるといいと思いました。今後も検討できればと思います。

みどり推進課長 今、意見をいただいたところは、具体的に相談していきながらと思います。よろしくお願いします。

会長

調査地点 100箇所程度設定するということですが、ど

のような場所かがイメージできないと、皆さんも具体的に分かりにくいと思います。調査を実施する前に、この委員会で、大体この場所を調査地点に設定しているかを紹介してもらおうスケジュール感はありますか。

みどり推進課長　今回、補足の説明を含めて大枠これでいいということであれば、予算組みも経て、具体的に何力所できるか見えたところで、今年度3回目の緑化委員会には、具体的な調査地点等も提示できるようスケジュールを組んでいければと考えています。

会　長　　それでは、今日、委員の皆さまからいただいた質問、意見等も考慮しながら、具体的にこの後、進めていただきたいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

初めに、みどりを愛し守りはぐくむ条例の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長　昨年度、保護樹林の指定と解除について、保護樹木と同様に、諮問をしてからではなくて、区として残すための調整、決定した上での報告でいいのではと緑化委員会から意見書を区長宛てにいただきました。それを踏まえ、調整を行った上で、先日の区議会定例会に条例の改正を上程しました。

いただいた意見の1つ目が、保護樹林の指定と解除について報告事項に改めて期間短縮を諮らねたいということでした。これについては条例を改正しまして、緑化委員会への報告事項になりました。今後は保護樹林の指定、解除は保護樹木と同様に、緑化委員会での報告となります。また併せて、これまでと同様に、所有者から相談があった時点から、なるべく残す方向で、区としての働きかけを引き続きしっかりとやっていく所存です。

2点目の意見に対して、これまで解除の申請について具体的に何日前までという規定がなかったので、区としても、所有者と事前に調整できる期間を確保する意味で、希望する30日前までに申請をするように、規則に定めました。

以上、緑化委員会からいただいた意見への対応につい

ての報告です。

会 長 それでは花壇や憩いの森・緑地の自主管理の拡大についての説明をお願いします。

みどり推進課長 同様に昨年の緑化委員会の中で、緑化協力委員の代表の委員の方から意見としていただいた課題を解消する対応を図りましたので、報告します。

花壇管理については、基本的に緑化協力委員の各ブロックの方を中心に、新たに5つの花壇管理の団体として活動を開始しました。各地区でそれぞれ10人から20人ぐらいで、活動が始まったところです。

やはり新型コロナウイルスの影響があって、当初、スタートがなかなかうまく切れませんでした。だんだんと活動を始めているところです。引き続き、区としてもしっかりサポートしていきたいと思えます。

石神井地区の緑化協力委員の団体の方から、大関山の森緑地で森の管理をやってみたいという提案がありました。それを受けまして、最終的には団体で管理をすることを目指して、みどりのまちづくりセンターのサポートを受けながら、今、活動を始めています。

区としては、みどりの総合計画に沿って、地域の皆さんや実際みどりに関わる活動をしている方と一緒に、みどりに直接関わる活動を広げていく取り組みをしています。

A 委員 大関山の森緑地ですが、森の管理となるとかなり道具も必要になると思えますが、その点についての助成や準備等の仕組みはどうなっていますか。

みどり推進課長 かなり面積が広いので、高木の剪定までではなく、緑地の中の低木や下枝の管理、除草などの活動についてお願いをして、それと併せて森を地域の方と一緒に楽しむ活動を取り入れてやっていこうと考えています。

今年の4月にみどりの団体に登録する制度を整えまして、今、いろいろな団体に登録について声がけをしているところです。そうした団体の方に、これから区で機器などを準備して、必要なときに貸出しできるように検討していきます。

A 委員

分かりました。この自主団体の方々が、緑化協力員からいろいろなプロセスを経て団体として活動していくということなので、練馬区もかなり支援していかなくてはならないと思います。特に、花というのは季節ごとの花もあり、公園によっては手入れをしているときの姿を周りの区民も見ているので、いろいろな点で統一するベストをつけてもらうとか、何か張り合いがでるような仕組みに、この活動を支援していく必要があると思います。どのような支援を考えていますか。

みどり推進課長 今、指摘いただいたことも検討しています。今は休館中ですが、来年5月から花とみどりの相談所がローズガーデンと一括して再開します。そこで団体がいろいろな情報を発信したり、いろいろなお便りを自由に置けるようにして、さまざまな形でニーズに応えていきたいと考えています。

今、花壇管理の活動をしている団体、駅からはじまる花いっぱい活動をしている方、緑化協力員をベースに活動している方などに意見を聞きながら、区としても取組を検討している段階です。

A 委員

分かりました。写真を見ると、花壇の手入れしている方の洋服が作業着ですが、そこに統一感のあるものを一つ、ユニフォーム的なものがあると、周りの方の目も、協力体制であることの宣伝にもなると思いますので、ぜひ検討してください。

B 委員

私も最初、花壇がメインとしての活動という認識でした。憩いの森・緑地の管理団体が4月から発足したということで懸念をしているのが、剪定ということです。やはり剪定に関することは専門職の要素が高くなると思います。時期的なものとか、剪定する場所は必要になると思いますので、例えばそちらを自主管理にお願いするとしたら、年に一度、ほかの団体が剪定講習会などを行っていると思いますが、そうした講習会を幅広く募ったり、もしくは、時期になったら専門職の人を1人置くなどの対処も必要ではないかと思いますが、その点はどのよう

に考えていますか。

みどり推進課長 今のところは、いろいろな形で動いているところで、これが正解というのではないと思います。この委員会の委員の中にも独自に剪定の講習会を企画したりする団体の方もいます。さまざまな団体と協力しながら、いい形で憩いの森の管理を進めていきたいと思います。みどりのまちづくりセンター所長にも委員になってもらったり、委員の中には花壇の活動をしている方の代表や、憩いの森を管理している団体の代表もおりますので、機会を設けて、ぜひ委員からの率直な意見をいただきながら、いい方法を見つけ出していきたいと思います。手探りのトライ・アンド・エラーもあるかもしれませんが、いい形で進めていきたいと考えています。

G 委員

みどりのまちづくりセンターが活動している、森もりファンクラブ in 西本村憩いの森で、私は活動をしています。やっているというより、自主的に参加しています。

それで剪定という話も出ましたが、すごくいいと思うのは、参加している人が剪定等も自主的にやることです。なぜかという、今、業者という話がありましたが、大きな木の剪定はやはり業者でなければできません。私たちは、小さな木の剪定をしていくのです。それが住民と森を大切にしていくのに一番いいのではないかと思います。

西本村も来年4月からスタートしますが、それまでにはみどりのまちづくりセンターが一生懸命協力して、私たちにいろいろ教えてくれています。西本村憩いの森も大関山の森緑地と同じ扱いになるかをお聞かせください。

みどり推進課長 憩いの森の自主管理の活動とは、最初は石庭の森緑地から始まっていると思いますが、それ以外にもうめのき憩いの森や西本村憩いの森をはじめ、南高松憩いの森などで、最初はみどりのまちづくりセンターのサポートを受けながら、自立を目指して活動してきています。

大関山の森緑地も、西本村憩いの森も、南高松憩いの森もそうですが、基本的には皆同じところを目指しています。最終的に地域の方でやっていくことを目指し、みどりのまちづくりセンターと区、それから地域の皆さん

と一緒にやっています。基本的には差はなく、スタートしたのが早いか遅いかという差だと思います。

D 委員 練馬文化センターの東側の一丁目公園は、3、4カ月間、放っばりばなしになっています。私が出て行って雑草を全部取ったりしていますが、今、新型コロナウイルスの関係でそういうふうに中止している場所が幾つかあるのですか。

みどり推進課長 一丁目公園の花壇自体が、住民の方でやっているところなのか、今すぐに分からないので、調べて、後ほど委員へ報告します。

D 委員 はい。ありがとうございました。

会 長 それでは、次に保護樹木の新規指定についての説明をお願いします。

みどり推進課長 保護樹木は、本年3月6日から7月10日までの期間に新たに指定したものが5本ありますので、説明します。

5本のうち4本は、関町の青梅街道沿いにある竹下稲荷神社の境内地にある樹木です。

今回はイチョウ、それからスダジイのトータル5本の指定です。基本的には相談いただき、現地に職員が行ってすべて現況確認をした上で、指定にふさわしいということで、今回決定したものを報告しています

会 長 続きまして、保護樹木の指定解除について、説明をお願いします。

みどり推進課長 本年3月6日から7月10日の間に解除の決定をしたものを報告します。

さくらの辻公園に隣接して石神井公園団地がありますが、昭和40年代前半に当時の住宅公団が分譲した団地です。

こちらについて築50年以上経過しているので、躯体や設備の老朽化による更新やバリアフリー化をして、今後も住み続けられるように、所有者の方、管理組合を中心

に、建替えに取り組んでいる地区です。

この建替事業に伴い、平成 30 年 8 月に石神井公園団地地区の地区計画という都市計画を決定しています。地区計画というのは、例えば開発などのときに、みどりをこれぐらい残すかなどを決めるものです。具体的には地区計画の中で、さくらの辻公園の維持保全、石神井川沿いに面しているので、水に親しむ空間やみどりに囲まれた散策路の創出、また既存樹木の維持保全と積極的な緑化を、大きな方針として計画の中に定めています。

また加えて、大きな開発のときは、区としても一定程度の緑化を制度として指導しています。一般的に、その敷地の面積から建物が建っている面積を除いた土地の 30% ぐらいの緑化が通常です。こちらは地区計画ですので、敷地面積の少なくとも 20% の緑化で、通常よりも緑化面積を広く取る計画が作られています。

今回、解除の申請があった保護樹木も全て伐採ではなくて、現時点で少なくとも 4 本は移植を検討していると伺っています。

そうは言っても、移植になるとかなり大きな木ですので、葉が茂ったままでの移植は難しいのが実態です。どうしても移植するとき、根回しをし、移植をするに当たっては運べる形にどうしても剪定しますので、保護樹木としては一旦解除する形になります。

この保護樹木だけを見るとすごく減ってしまうと感じる部分もあると思いますが、今回の建替事業全体として、まちづくりの手法での緑化や開発に伴う緑化計画での緑化で、新しく良好な公共的なみどりの空間を造ってもらうことで、区としては総合的に考えて今回は解除やむなしと判断しました。引き続き、事業者が計画に沿って緑化するように指導していきます。

その他の 3 本は、近隣との関係から解除して剪定をしたいという要望がありましたので、解除をしたものです。

会 長

保護樹木の指定解除で、団地建替に伴うものが 16 件、その他 3 件について報告がありました。何か質問、意見等ありますか。

D 委員

団地の保護樹木ですが、指定日が平成 16 年ということ

なので、まだ何年もたっていないですね。ここはほとんど樹種としてはケヤキですが、なぜこんなにケヤキだったのでしょうか。

みどり推進課長 団地を造ったときに、その敷地の中で何%緑化するというのがありますので、その中で計画的にケヤキを選んで植えられたと思います。

指定の時期は、木が大きくなり、保護樹木として一定の幹回りの太さがないと指定ができないので、その要件を満たした時点で申請があり、平成16年に指定をしたのだと思います。

D委員 ここは建替えるのですよね。そうすると、また20%は植えるのですよね。

みどり推進課長 そうです。植え直します。

D委員 そうするとまたケヤキなのですか。樹種について、誰が権限を持っていて、緑化委員会はどのような関わりを持つのかを伺いたいです。

みどり推進課長 基本的にはこれは民間の事業者、所有者の方が組合を作り、今のところを建替えて、今よりも住宅数を増やし、分譲する部分を建替えの資金にするという純然たる民間の事業ですので、それに対して、区としては樹種の指定はできません。

樹種は特定できませんが、緑化率を満たすように、事業者がここにこういう木を植えますという計画を作って、区の開発調整部門に計画書を出すことになります。

開発調整課長 こちらの案件は、50年以上たった建築物の建替えに伴う伐採、指定の解除ということになります。

この件については、敷地の面積が4万㎡以上と広いので、東京都と協議を行っています。ケヤキが多く指定されているという意見もありましたが、今回新たに設ける植栽は、いろいろな樹木、樹種も含めて協議をしており、接道緑化、道路に面した位置への設置など、さまざまな工夫がされています。

また、指定の解除に伴うものですが、何本かは残していきたい、移植をしてまた戻して残したいという意向も協議していますので、区も植栽の計画について、今後も協議を進めていければと思っています。

B 委員 16本の中の4本は残すということですが、これは16本を全部樹木医が見て、この4本なら移植も可能だろうと4本を決めたのでしょうか。この4本の選び方はどうだったのですか。

みどり推進課長 具体的な樹種の選定は、事業者側が主体になります。移植したときに定着しなければ移植の意味がないので、良好な状態なものが選定されて移植されると認識しています。具体的にどういう方がどういう調査をしているところまでは、今の段階では把握していません。

B 委員 例えば、この残りのものを区のどこか別のところに持っていくとか。やはり貴重な木だと思います。それを切ってしまうのはすごくもったいないと思います。どこか別の公園とか樹林にもっていく考えはないですか。

みどり推進課長 委員の意見の趣旨は分かるところはありますが、実際この大きさの樹木の移植は相当な費用が掛かりますし、移植したところで、その木が定着するか、やってみないと分からないところがあります。また、今回の場合は、都営住宅や区営住宅ではなくて、純然たる民間の事業者の土地ですので、樹木は当然ながら、民間の財産になります。それを区が移植させてとは言えません。また、あの大きさの樹木を移植するのは現実的に相当厳しいと理解してください。

会 長 ほかにはよろしいでしょうか。

A 委員 たしかこの地域の石神井川の河川工事の際に、かなり桜の木が切られたことで、区民の方からもかなり問い合わせがあったところですが、桜の木と今回は少し違いますが、木に対する愛着のある地域の住民にも説明をしていくことや、区が問い合わせを受けたときには、みどりを

切らざるを得ない理由を説明してほしいと思いますが、団地の管理会社が主に地域住民に説明会をされるということですか。

開発調整課長 今回の建替えについては、民間の開発行為になります。こちらの土地利用については、練馬区のまちづくり条例に基づいて、今、事業者と協議を進めているところです。大規模な開発になりますので、地域の方への説明会等も既に実施されています。また、近々、建物の解体工事が始まります。その際にはこの樹木の伐採についても説明がされると聞いていますので、丁寧な説明をするように、区からも働きかけていきたいと思います。

A 委員 分かりました。確かに必要な開発の関係から、伐採をしなくてはならないというのは分かります。ですが、様子を見ている方々からも、木を切ることに、様々な意見があるなど、当事者たちだけではない方々からの意見に向け、しっかりと周知、丁寧な説明、情報の提供をお願いしたいと思います。

F 委員 アカマツの解除の件ですが、石神井とか大泉のあたりは非常にアカマツが多いところだと思います。所有者と話すと、持ち続けたいという思いと、持ち続けることに不安を持っているようです。今回は隣地の建築計画に支障となるため、衰退する恐れがあるということですが、どのタイミングで伐採を決めようか、それとも持ち続けて大丈夫か、皆さんが非常に悩んでいると思います。皆さんの話を聴くとサポートが必要だということなので、保護樹木を持っている方々への管理や活用などのサポートや、もし伐採をしなければならぬときに、何らかのサポートや補助金、技術的なサポートがあったらいいと思います。民有地なので、また植えてくださいというのは行政側からはないとは思いますが、何か切ってもまた新たに植えることについて、先祖代々の大木を自分の代で切ってしまうが、その未来をまたつなぐという希望も持てるよう、これだけのみどりを持たれている所有者の方々の努力や気持ちに添えていく施策を充実してほしいと思います。

みどり推進課長 昨年の緑化委員会の中でも、所有者の方が個別に困ったときに、実際相談できるところが欲しいという意見もいただいています。同様な趣旨の意見としますので、課題認識をして、何ができるか考えていきたいと思えます。

今回の解除理由は申請書に書いてあったものをそのまま記載していますが、実際は隣地への枝葉の飛散の苦情や倒木の不安もあるということで、今回、解除に至りました。いただいた意見を参考にしながら、何ができるか考えていきます。

会 長 よろしいですか。

D委員 ココネリを建設する際に、大きな柳の木を移植したと思うのですが、あれは総合運動場に移植して、枯れたのではないですか。誰か情報をお持ちの方はいますか。

環境部長 かつての記憶ですが、どこかに移植したことは覚えています。ただ、それが今現在どうなっているかは分かりません。

D委員 私がなぜこの話をしたかということ、思い出もあるし大切にしなければならぬと思えますが、木というものは大きな木になったら、根回しして何年越しでやらないと、移植しても枯れてしまうのです。だから、費用対効果というのはどういう効果を評価するか分からないが、大変重要な指摘だと思えますが、難しいと思えます。

都市計画課長 先ほどの補足で、今回の石神井公園団地の建替えについては、地区計画という都市計画の定めがあって、普通の開発よりはみどりをたくさん残そうというのが基本のコンセプトです。結果として多くのみどりが残っていくと思えます。

今回の保護樹木については、先ほど何本か残したいという話がありましたが、実際に建替えの中で、樹木医の判断で、そのまま育つと判断できないところもあります。基本的にはできるだけ残しつつ、新しいものに替えてい

くことで、みどりが多い団地にしていくコンセプトで、これから建替えを進めていきたいと思えます。

会 長

保護樹木は所有者の方の理解をいただいているものですから、いろいろサポートができることはしてほしいと思えます。

それでは、以上で報告事項を終了とします。

次はその他ですが、委員の皆さまから何かございますか。

それでは、次に事務局から何かございますか。

みどり推進課長 F 委員からの質問で、後ほど説明するとしていた件です。昨年12月に葉っぱい基金の中身を一新しましたので、PRを含めてパンフレットを作成しました。

具体的に何が変わったかというところ、公園や貴重な樹林地の取得にも基金として活用していく部分もあるし、それ以外に、ここ一、二年で新しく整備する公園、施設や、花壇の整備にも活用していきます。中里郷土の森緑地ですとホテルの観察会というのが非常に好評ですが、周辺からの明かりが入ったりするので、そういう環境改善をしたりします。具体的に短期的に皆さんの寄附がどのように形で生かされていることを感じてもらえるように工夫して、プログラムを変更しています。

委員から指摘があるように、ふるさと納税制度の活用については、これから作るチラシ等では前面に押し出してPRをしたいと思っています。ふるさと納税というところ、自分の出身地や、現在住んでいる自治体以外に寄附をしたときに、税の控除が受けられると理解されている方も多いいと思えます。実はそうではなくて、今住んでいる住所地に寄附した場合でも、税の控除が受けられます。

練馬にお住まいの方が、この葉っぱい基金に5千円を寄附して、ふるさと納税制度を利用すると、寄附金額から2千円を差し引いた金額が翌年度の税から差し引かれます。ふるさと納税制度を使える点のPRをしていきたいと思っています。

次回は11月に開催したいと思っています。詳細な日程につきまして、会長、副会長と調整して、改めてご案内し

ます。

事務局からは、以上です。

会 長

葉っぱい基金について説明してもらいました。

それでは、次回は 11 月ということですので、改めて案内があると思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第 163 回緑化委員会を閉会します。

了